

# 財団法人高知県体育協会審査委員会設置規程

## (設 置)

第1条 財団法人高知県体育協会（以下「協会」という。）寄附行為第37条の規定に基づく専門委員会として、協会審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (任 務)

第2条 委員会は、協会の組織の充実・強化を図るため、協会への加盟及び加盟の取消しの審査並びに指導者の推薦等の資格審査等を行う。

## (組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 協会副会長のうちから、協会会長が指名するもの
- (2) 協会役員のうち、専務理事、競技力向上委員長、指導普及委員長及び財務委員長
- (3) 前2号に掲げる者のほか、協会の役員のうちから、協会会長が指名するもの
- (4) 体育・スポーツに関する学識経験を有する者のうちから、協会会長が指名するもの
- (5) 高知県スポーツ指導者協議会会長

2 委員の任期は、2年とする。

3 補欠又は増員により選出された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## (役 員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名

2 委員長は、前条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員長が委員会に諮って指名する委員をもって充てる。

第5条 委員長は、委員会の業務を掌理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

## (役員任期)

第6条 役員任期は、委員の任期とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまで、なお、その職務を行う。

## (幹 事)

第7条 委員会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員長が委嘱する。

3 幹事は、委員会の業務について、委員を補佐する。

(委員会の会議)

第8条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員会の運営、事業その他重要な事項を審議決定する。

3 委員会の会議は、委員現在数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。  
ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。

4 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正しようとするときは、協会会長は、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等について、必要な事項は、そのつど委員長が定める。

附 則

この規程は、平成3年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年3月18日から施行する。